

株式会社ジェイウインド「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム計画段階環境  
配慮書」に対する意見について

令和2年8月18日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム計画段階環境配慮書」について、株式会社ジェイウインドに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 熊本県阿蘇郡西原村及び菊池郡大津町
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出力： 最大17,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 5月25日
環境大臣意見受理	令和2年 7月31日
経済産業大臣意見	令和2年 8月18日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、野田  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ジェイウインド「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム計画段階環境  
配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、既設の風力発電設備等の設置の際に実施した調査の結果及び稼働中に実施した調査の結果による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

イ 風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これらを新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を可能な限り検討すること。

ウ 既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じ、適切な調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を実施すること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

#### (4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること

## 2. 各論

### (1)鳥類に対する影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故や移動の阻害等による影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバ等の渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

### (2)景観に対する影響

想定区域の周辺は、阿蘇南外輪山の一部であり、想定区域の周辺には自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく阿蘇くじゅう国立公園の第3種特別地域に指定されており、当該国立公園の利用施設計画に位置づけられている「俵山峠園地」及び「立野駒返峠線(歩道)」等の主要な眺望点が存在している。また、想定区域の周辺には、景観資源であり主要な眺望点でもある「俵山」及び重要文化的景観である「阿蘇外輪山西部の草原景観」が存在することから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る景観への影響を適切に把握した上で、適切な調査、予測及び評価を実施すること。さらに、その結果も踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、景観への影響を回避又は極力低減すること。

加えて、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、これらの管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

### (3)人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域の周辺には自然公園法に基づく阿蘇くじゅう国立公園の利用施設計画に位置づけられている「俵山峠園地」及び「立野駒返峠線(歩道)」等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在している。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響を適切に把握した上で、適切な調査、予測及び評価を実施すること。また、その結果も踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は極力低減すること。

さらに、事業計画の具体化並びに適切な調査、予測及び評価に当たっては、これらの管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。